

平成23年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成23年3月9日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	浦勝明	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	藪内昭孝	総務政策課 企画員	深見芳治
総務政策課 企画員	藪内博文	総務政策課 企画員	山本敏章
総務政策課 企画員	家高英宏	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	福田稔	住民生活課 企画員	福田睦巳
住民生活課 企画員	谷本芳朋	住民生活課 企画員	原宗男

税務課長	和田 精之	産業建設課長	脇田 英男
産業建設課 企画員	平田 隆文	産業建設課 企画員	植本 亮
産業建設課 企画員	三栖 啓功	上下水道課長	木村 勝彦
上下水道課 企画員	植本 敏雄	教育委員会 総務課長	笠松 眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎 一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 推薦第 1号 上富田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 議案第 2号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8号 上富田町砂利企業基金条例を廃止する条例
- 日程第 12 議案第 9号 上富田町共同汚水処理施設の設置及び使用に関する条例を廃止する条例
- 日程第 13 議案第 10号 上富田町共同汚水処理施設基金条例を廃止する条例
- 日程第 14 議案第 11号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12号 上富田町共同作業場基金条例
- 日程第 16 議案第 13号 上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例
- 日程第 17 議案第 14号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 15号 上富田町地域福祉センターの指定管理について
- 日程第 19 議案第 16号 平成22年度上富田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 20 議案第 17号 平成22年度上富田町特別会計老人保健補正予算(第1号)

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業
補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 3 号)
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業
補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成23年第1回定例会を開催するにあたりまして、議員各位のご出席をいただきましたこと、開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第1回上富田町議会定例会を開会します。

これより暫時休憩をします。

休憩 午前9時31分

（表彰・伝達式）

再開 午前9時37分

議長（奥田 誠）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は10日間に決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成22年12月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成23年3月定例会の説明員については、お手元に配付していますのでよろしく願いいたします。

また、今定例会までに提出のありました「拉致被害者全員救出の取り組みを推進する意見書の提出を求めた要望書」につきましても、写しをお手元に配付していますのでお目通しください。

なお、平成22年12月定例会において可決されました「TPP交渉参加反対に関する意見書」と「独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターの充実を求める意見書」につきましては、各関係機関に平成22年12月20日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、明日、3月10日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成23年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、先ほど全国町村議長会長より自治功労表彰を受けられました吉田盛彦議員さんには心からお祝いを申し上げます。今回の受賞は、町村議会議員として27年以上在職され、地域の振興、発展及び住民福祉の向上に尽力された功績によるものであり、その功績に対しましては心から敬意を表しますとともに、今後とも上富田町発展のために一層のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程しご審議をお願いします議案につきましては、条例の一部改正が8件、条例の廃止が3件、条例の制定が2件、平成22年度一般会計及び特別会計補正予算が合わせて5件、平成23年度一般会計及び特別会計予算が合わせて13件、指定管理者の指定についてが1件、工事請負契約の締結が1件、土地取得についてが1件の合計34件でございます。

なお、追加議案としましては人事案件を1件、本定例会中に上程させていただきますので、あわせてよろしくようお願い申し上げます。

それでは、重要議案を提案するにあたりまして基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

昨今、地方自治体を取り巻く社会経済状況はめまぐるしく変化し、行政需要はより一層複雑化し、行財政状況はますます厳しくなるものと考えています。

特に、国民健康保険制度はこれからも守っていかなければならない制度でありますが高齢化社会では医療費の高騰は避けられません。現在のような市町村運営の国保制度では運営そのものが限界にきているように思われます。

私は、加入者の負担を軽減するために長期にわたり保険料の据え置きを行い、できる限りの運営努力を重ねてまいりました。早期発見、早期治療が医療費抑制につながるとし、保健体制の充実を図り、検診業務の強化促進を図ってまいりました。結果としましては、平成21年度で1人当たりの、国民健康保険になりますけど、医療費は、みなべ町と並んで県下で一番安くなっております。

しかし、そのような取り組みにもかかわらず、平成21年度から特別会計国民健康保険事業は保険料と高騰する医療費との収支バランスが取れなくなりまして、2,518万9,000円の赤字を出しております。

今後もこのような赤字体制が継続的に続くものと予測しており、市町村単位の国保制度で限界ならば、現在、国で検討されています広域での国保運営への以降か、または保険者間の共同事業的な財源確保ではなく、抜本的な国庫負担率の改善を含めた見直しが必要と考え、郡町村会を通じて国へ要望していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、第4次上富田町総合計画につきましては、昨年の9月議会定例会において基本

構想を議決していただき、現在、その基本構想で定めた目標を達成するために、具体的な施策を総合的かつ体系的に示した基本計画案を作成し、本年1月には議員各位にお示しし、また2月には、総合計画審議会でご説明後、2月8日から2月22日までの15日間、パブリックコメントを実施した結果、4名の方から意見等がありました。

今後は、パブリックコメントでのご意見等を踏まえまして各担当審議会でご議論いただき、3月下旬の審議会総会で基本計画の答申をいただければと考え、鋭意取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、平成23年度の国の地方財政対策によりますと、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となります国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定員純減や人事院勧告等の反映に伴いまして給与関係経費が大幅に減少しても、なお依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

一方、地域のことは地域で決める地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財政の所要の財源を確保し、地域の活力を回復させていくこととされています。

しかし、景気低迷による法人町民税の大幅な減収となることなど、財源不足を補うためにできる限りの歳出抑制に努め、行政改革推進本部を中心に行財政改革に取り組み、引き続き厳しい財政状況であります。効率的で持続可能な行政運営を行ってまいります。

平成23年度の一般会計当初予算の編成にあたり、さきの第1回臨時議会の冒頭で申し上げましたとおり、本年度は第4次総合計画の初年度に当たることから、総合計画に基づき編成をしております。

例えば、総合計画基本構想の中で、町の将来像としましては「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ」という設定をしており、予算の目に従来の「口熊野まちづくり事業費」を継承して「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費」として新設し、図書購入や国際交流協会等を設置するとともに、生徒が都市部の生徒と交流できる取り組み事業費等を措置しております。

なお、引き続き事務事業の見直し等行財政改革を進めている中で、扶助費や一部事務組合の負担金等が増加していること、また歳入歳出とも1年間を見通した決算に近い額での編成方針で編成した関係で、減債基金等を取り崩したものとなっております。

財政の厳しさをまず職員みずからが再認識するとともに、議員、町民の皆様にもこの趣旨をご理解いただき、ご協力を得たいものと思っております。

なお、予算執行にあたりましては、監査委員からの指摘事項等を十分に反映し取り組

んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成23年度の一般会計当初予算の概要を説明申し上げます。

予算総額は、57億2,600万円と定めております。対前年度比と比較しますと、2億6,600万円、4.9%の増となっております。これは、統合保育所の建設費等を措置したことによるものでございます。

性質別内訳としましては、人件費では8億4,280万6,000円、構成比14.7%、対前年度比では2.1%の減となります。物件費では7億9,451万円、構成比では13.9%、対前年度比では18.2%の増、補助費等では7億6,807万5,000円、構成比では13.4%、対前年度比では13.6%の減、扶助費では8億7,683万3,000円、構成比では15.3%、対前年度比では5.9%の増、公債費では7億2,654万8,000円、構成比で12.7%、対前年度比で7.6%の減、繰出金で7億6,954万7,000円、構成比で13.4%、対前年度比では2.2%の減、その他で3,272万6,000円、構成比で0.6%であります。また、投資的経費では9億1,495万5,000円で、構成比で16%、対前年度比では48%の増となっております。

続きまして、本年度の主な内容としましては、議会費では、地方議会議員年金制度が本年6月1日に廃止されることに伴いまして、経過措置としまして給付に要する負担経費を措置しています。

総務費では、共同污水处理施設の解体設計費及び整備費に3,500万円、無線システム普及支援事業費等補助金に300万円、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費としましては、既存の事業及び児童、生徒への図書購入費、国際交流協会補助金等で1,249万6,000円、昨年に引き続き、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業費で2,989万3,000円、LED防犯灯導入推進事業費282万2,000円、住民生活に光をそそぐ交付金事業で153万6,000円、住民基本台帳法改正により、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるとされたことに伴う住民基本台帳システム改修費に1,850万円を措置しています。

民生費では、岡高齢者地域優良賃貸住宅補助金300万円、これは以前にも説明しております高齢者専用住宅に対する補助金で、下水道の移管が必要になりまして、この費用として300万円ほど見込んでおります。国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の特別会計への繰出金としましては4億8,321万1,000円、統合保育所建設事業費では3億9,140万円、児童措置費では子ども手当3億7,638万円等を措置しております。

衛生費では、公立紀南病院組合負担金5,393万2,000円、上大中清掃施設組

合等一部事務組合負担金で1億4,735万1,000円、広域廃棄物最終処分場候補地選定調査業務委託料240万6,000円、また平成22年度に引き続き、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを含む各種予防接種及び各種検診委託料6,706万8,000円を措置していますが、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンにつきましては、接種後に乳幼児が相次いで死亡したという新聞報道を踏まえまして、国の方針が決まるまで当面は接種は見合わせることにしています。

先日来より担当がいろんな形で医療機関と相談しておりますけど、少し別の面から説明させていただきます。ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの対象者は707人あるらしいのです。その中で接種された方は、ヒブで95人、肺炎で97人ということで報告を受けておりますけど、現在のところ異常は出ておりません。ただ、このことにつきまして、町としましては、やはり国の方針とか県の方針を聞く必要があるということで、今後は国や県の動向を見るということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

参考までに、子宮がんワクチンの接種対象者は81名らしいのです。現在のところ20名が接種しているということでございますので、今後ともご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

農林水産業費では、有害鳥獣駆除に対する団体補助金、有害捕獲補助金475万5,000円、上富田町農業振興協議会等への補助金592万4,000円、特別会計農業集落排水事業への繰出金は1億3,813万6,000円、本年度、和歌山県で開催されます第62回全国植樹祭整備事業費として324万5,000円等を措置しています。

商工費につきましては、商工会への補助金330万円、上富田町事業所等立地促進要綱に基づく事業所等設置奨励金740万円を措置しております。

土木費では、管内図作製業務委託料で1,500万円、道路橋梁の維持補修費2,600万円、公営住宅建設事業では、平成22年度より組み替えました栗ヶ谷住宅建築事業費等3億6,175万9,000円、また特別会計公共下水道事業への繰出金は1億3,927万1,000円等を措置しています。

消防費では、災害発生時の速やかな対応のために自主防災組織育成事業補助金として100万円、消防事務業務委託料2億2,276万4,000円等を措置しています。

教育費では、各小学校の職員室等への空調設備借上料200万円、これはリースのような格好で、分割の中の200万円ということでご理解をいただきたいと思います。放課後児童対策事業に1,933万2,000円、また地域活性化のための紀州口熊野マラソン等イベント補助金についても措置しております。

公債費では、長期償還金及び利子として、昨年度に比べて5,964万7,000円減の所要額7億2,661万1,000円を見込んでおります。

一方、歳入におきましては、町税で対前年度比579万8,000円増の0.4%増になりますけど、13億7,849万円、地方交付税では、対前年度比で1億1,000万円増、6.7%増になりますけど、17億6,000万円、国・県支出金では11億973万1,000円、繰入金では1億6,450万1,000円、町債では対前年度比1億2,910万円増の、これは19.4%増になりますけど、7億9,540万円と、その他5億1,787万8,000円を見込んでおります。

財源区分的には、自主財源では17億5,806万5,000円、30.7%になります。依存財源では39億6,793万5,000円、69.3%となります。

以上が、平成23年度一般会計当初予算案の主な内容であります。

続きまして、議案の日程に従いましてご説明を申し上げます。

議案第2号は、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。この議案につきましては、納税者間の不公平感をなくすため、平成24年度より報奨金制度を廃止する改正及び軽自動車税等の減免申請の期間を納期限までとする改正であります。

議案第3号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、この議案は、国民健康保険税の減免申請の期限を納期限までとする改正であります。

議案第4号は、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。この議案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産一時金の引き上げを改正するものであります。

議案第5号は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は、時間外労働の割増賃金等に関する労働基準法の改正を踏まえ、職員の時間外勤務手当の規定について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休指定制度の2項を追加改正するものであります。

議案第6号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行され、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業や育児短時間勤務等を取得することができるよう条件が緩和されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第7号は、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例であります。本議案につきましては、上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業、上富田町特別会計共同汚水処理施設事業及び上富田町特別会計老人保健の3会計につきまして、平成23年3月31日をもって事業を廃止することに伴いまして規定の整備を行うものでございます。

議案第8号、上富田町砂利企業基金条例を廃止する条例、議案第9号は、上富田町共同汚水処理施設の設置及び使用に関する条例を廃止する条例及び議案第10号、上富田

町共同污水处理施設基金条例を廃止する条例につきましては、議案第7号の上富田町特別会計条例の一部を改正する条例で事業を廃止することに伴いまして、関連する本条例を廃止するものであります。

議案第11号は、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例であります。有限会社渡辺ウッドライフと管理委託契約を締結したことにより「上富田町立園芸土共同作業場」から「上富田町立木材加工共同作業場」に名称変更する改正であります。

議案第12号は、上富田町共同作業場基金条例であります。この議案につきましては、議案第11号の上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例の関連で、有限会社渡辺ウッドライフからの使用料及び上富田町立土壌改良剤製造共同作業場を紀南河川国道事務所に有償にて締結する管理委託契約に伴う使用料につきまして、施設の管理運営に要する資金に充てるため、本条例を設置するものであります。

議案第13号は、上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例であります。この議案につきましては、国の平成22年度補正予算（第1号）で創設されました住民生活に光をそそぐ交付金事業の交付金を基金として積み立て、平成23年度から2年間で対象事業の財源として充当するため、本条例を設置するものでございます。

議案第14号は、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。この議案につきましては、上富田スポーツセンター多目的グラウンドを夜間照明付人工芝生コートに形状変更したこと並びに多目的グラウンドに隣接するクラブハウスの新設により、球技場、屋内イベント広場、多目的グラウンドの施設維持のための使用料の増額改正であります。

議案第15号は、上富田町地域福祉センターの指定管理についてであります。上富田町地域福祉センターにつきましては、平成18年4月1日から社会福祉法人上富田町社会福祉協議会を指定管理者として指定しておりますが、その指定期間が平成23年3月31日までとなっております。今回、福祉センターの設置の目的で、効果的かつ効率的に福祉事業を継続的に展開を図っていくことから、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き指定するものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5カ年間としております。

議案第16号は、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第6号）であります。今回、既定額から3億3,024万8,000円を減額し、予算総額を59億8,957万3,000円と定めています。

補正予算の概要は、総務費では、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業で、

DV対策、児童虐待等相談員設置事業として平成23年度、平成24年度での事業が認められましたので、住民生活に光をそそぐ基金積立に297万円を措置しております。

民生費では、心身障害者グループホーム運営事業補助金200万円を減額し、公立紀南病院組合負担金1,231万1,000円及び障害福祉サービス費820万5,000円を増額しています。

土木費では、3億6,239万4,000円の減額で、その内容につきましては、社会資本整備総合交付金事業費で2,364万7,000円を減額し、公営住宅建設事業費では、栗ヶ谷住宅の建設を平成23年度に組み替え3億3,874万7,000円を減額しております。

教育費では、文化会館の修繕費で200万円を追加し、スポーツセンター改修費では3,899万2,000円を減額しております。

災害復旧費では、救馬谷地すべり対策費で420万円を減額しています。

一方、歳入につきましては、議案第7号の上富田町特別会計条例の一部を改正する条例との関連で、特別会計3会計の廃止に伴いまして、特別会計砂利採取砕石事業より205万9,000円、特別会計老人保健より109万円の繰り入れを行います。また、特別会計共同汚水処理施設事業より6,453万1,000円の繰り入れを行い、財政調整基金に全額積み立てることにしております。

次に、議案第17号の平成22年度上富田町特別会計老人保健補正予算(第1号)、議案第18号、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算(第2号)及び議案第20号、平成22年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業補正予算(第2号)につきましては、平成23年3月31日をもって事業を廃止するため、決算額を見込んだ補正を行っております。

議案第19号は、平成22年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)でございます。今回、既定額に6,500万円を追加し、予算総額を2億9,035万8,000円と定めております。今回、大内谷・南紀の台等残土処理工事費として追加補正しています。

次に、議案第22号につきましては、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算であります。歳入歳出総額を19億44万円と定めています。

給付費の伸びが大きく、また平成21年度より赤字運営となり、段階的な国民健康保険税の引き上げを行っていますが、平成23年度においても引き続き値上げを余儀なくされることになりました。

過日、国民健康保険運営協議会におきまして値上げのご承認をいただいておりますが、税率等につきましては、現在、所得の申告中であること、また資産割の引き下げを視野

に入れた税改定を検討中でございます。平成22年の所得が確定した段階で税改定の試算を行い、再度、運営協議会を開催し、値上げ幅とか税率等について協議をいただき、その結果をもって6月定例会に条例改正案を上程することになりますので、ご理解をお願い申し上げます。

議案第23号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算から議案第33号、平成23年度西牟婁郡公平委員会予算までの11議案につきましては、一般会計の予算編成方針に基づき編成しています。担当課長、企画員により概要を説明させますので、よろしく申し上げます。

議案第34号は、工事請負契約の締結について（平成22年度 第5号 上水道事業中央監視設備改良工事）であります。中央監視設備につきましては、第1浄水場及び役場上下水道課内に設置しておりますけど、第1浄水場では設置後30年が経過し、また役場監視室につきましても20年が経過しています。

そうした中、主要な装置の数多くが保守限界となっており、今回、安全な水を安定的に供給するための施設整備の一環として中央監視設備一式の改良を行う工事でございます。5社による指名競争入札により横河電機株式会社関西支社と1億3,230万円で契約を締結するものであります。

なお、本工事につきましては、本年度より3年間の債務負担行為により、実施してまいります。

議案第35号は、土地取得についてであります。今回、統合保育所建設用地として上富田町岩田字大坊1500番の19ほか8筆で7,929.97平方メートルを1億6,085万430円で取得するものであります。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認賜われますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年度の職員体制につきましては、5名の新規職員の採用を予定しておりましたが、6名の管理職を含む9名の退職があります。

本年4月1日から町職員が県行政に、また県の若手職員が町の行政課題に取り組むことにより、人材の育成と相互間のより緊密な人的ネットワークの構築を図ることを目的に、県と町との人事交流として職員1名を交流することとしていますし、行政経験豊富な県職員1名の派遣受け入れも計画しております。

また、後期高齢者広域連合へ1名派遣していましたが職員が帰任することになりますが、自治労和歌山県本部から2年間の専従職員1名の派遣要請が職員組合にありまして、職員組合の申し出により、派遣することとしております。こうしたことから、職員数につ

きましては、平成22年4月1日現在120名が平成23年4月1日現在では116名の4名の減員になりますが、不足する部署につきましては、臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

しかしながら、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましては、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

日程第4 推薦第1号

議長（奥田 誠）

日程第4 推薦第1号、上富田町農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。

今回、農業委員会の委員の任期満了により、3名の方を議会推薦することになりますが、このうち議会議員の推薦については、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。畑山 豊君を除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、畑山 豊君を除斥することに決しました。畑山 豊君の退場を求めます。

（6番 畑山 豊君 退席）

議長（奥田 誠）

事務局より朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

推薦第1号、上富田町農業委員会委員の推薦について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。

記。

推薦人数（学識経験を有する者）3人。

氏名、住所、生年月日については次のとおりであります。

田中 徹、上富田町下鮎川141番地、昭和18年12月14日。

植本政則、上富田町生馬1041番地、昭和29年1月26日。

畑山 豊、上富田町朝来3311番地の1、昭和23年3月4日。

平成23年3月9日、上富田町議会議長。

以上です。

議長（奥田 誠）

ただいま事務局より朗読したとおりです。

お諮りします。

ただいま議題となっております上富田町農業委員会委員に田中 徹君、植本政則君、畑山 豊君を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しました3名の方を上富田町農業委員会委員に推薦することに決しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時15分

（6番 畑山 豊君 着席）

再開 午前10時16分

議長（奥田 誠）

再開します。

上富田町農業委員会委員の推薦については、ただいまお手元に配付してありますとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

日程第5 議案第2号～日程第38 議案第35号

議長（奥田 誠）

この際、日程第5 議案第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件から日程第38 議案第35号、土地取得についての件まで、34件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第2号及び第3号についてご説明申し上げます。

議案第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

第 1 条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

この条例案は、2 点の改正をお願いするものです。

まず 1 点目は、個人の住民税につきまして、平成 2 1 年 1 0 月より年金特徴が実施され、また平成 2 3 年度より県下一斉に給与所得者に対して特別徴収を実施することによりまして納税者間の不公平をなくすために、平成 2 4 年度より前納報奨金制度を廃止するものです。これに合わせて、固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものです。

2 点目は、和歌山県が平成 2 2 年度より自動車税の減免申請の期間を納期限までと改正いたしました。当町におきましても、軽自動車税の減免申請の期間を納期限までと改正するものです。税の公平の観点から、他の町税の減免申請の期間もあわせて改正するものです。

第 4 2 条第 2 項につきましては、個人の町民税の前納報奨金制度を廃止するものです。

第 5 1 条第 2 項につきましては、町民税の減免申請の期間を納期限までとするものです。

第 7 0 条第 2 項につきましては、固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものです。

第 7 1 条第 2 項、第 8 9 条の第 2 項、第 9 0 条第 2 項及び第 3 項、第 1 3 9 条の 2 第 2 項につきましては、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免申請の期間を納期限までとするものです。

なお、附則で、個人の町民税及び固定資産税の前納報奨金制度の廃止につきましては、平成 2 4 年 4 月 1 日からと定めています。

参考資料としまして、2 ページから 6 ページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 3 号をご説明申し上げます。

議案第 3 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成 2 3 年 3 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

第 1 条、上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

この条例案は、税条例案と同様に、国民健康保険税の減免申請の期間を納期限までと改正するものです。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第1条、上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

これにつきましては、出産育児一時金に関する条例改正でございます。35万円から39万円の引き上げにつきましては、平成21年10月1日から、少子化対策として、経過措置期間をもって暫定的に既に実施しております。この間、附則の改正で運用してきましたが、この3月末で経過措置期間も終了いたします。正式に39万円に施行令が改正されますので、今回本則の改正をお願いしたいと思っております。

なお、参考資料につきましては、次の2ページに添付しておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

おはようございます。それでは、議案第5号から議案第7号までについてご説明申し上げます。

議案第5号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の給与等に関する条例の一部改正。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の次に2項を加えるとしてございます。

今回の改正につきましては、時間外労働の割増賃金等に関する労働基準法の改正を踏まえ、職員の時間外勤務手当の規定について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休指定制度の新設の2項を追加改正するものでございます。

2項の改正につきましては、時間外勤務手当の支給割合について、1カ月60時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を、現行の100分の125から100分の150に、また、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合は100分の150から100分の175に引き上げるものでございます。このように、支給割合の引き上げによる経済的負担を加重することによって、特に長い時間外労働を強力に抑制することを目的としたものでございます。

第3項につきましては、超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えることにより、職員の健康を確保するということを目的とし、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間において勤務することを要しない日、または時間外代替休暇を指定することができることとし、その分の時間外勤務手当の支給を要しないとするものでございます。

なお、附則で、施行日を平成23年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が平成22年6月30日に施行され、今回、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業や育児短時間勤務並びに部分休業を取得することができるよう条件が緩和されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、参考資料3ページからの新旧対照表で改正内容についてご説明申し上げます。

す。

第2条の改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正で、及び非常勤職員並びに臨時的に任用される職員に関する規定の整備でございます。

第2条の2の規定につきましては、新設の規定であり、地方公務員の育児休業法に、子供を出生の日及び産後8週間の期間中に最初に育児休業（通称産後パパ育休）をした職員は、特別な事情がなくても再び育児休業ができるようにするもので、その期間について、法律から条例に委任されて期間を定めるようになっております。条例で57日間としたものでございます。

第3条第1号の改正につきましては、第5条の改正に伴う規定の整備でございます。

第4号の改正につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業した後、3月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができることとする改正でございます。

4ページをお願いいたします。

第3条第5号の改正につきましては、育児休業法が改正されたことに伴う字句の整備でございます。

第5条の改正につきましては、現行の第1号を削除する改正で、すなわち職員以外の子供の親が常態としてその子を養育することとなった場合でも、育児休業の取り消し自由にあたらぬこととする改正でございます。

第9条の改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整備でございます。

第10条の改正につきましては、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別事情の改正で、第1号の改正につきましては、第13条の改正に伴う規定の整備でございます。

5ページをお願いいたします。

第5号の改正につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育時短時間勤務をした後、3月以上を経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、育児短時間勤務をすることができることとする改正でございます。

第13条の改正につきましては、職員が育児短時間勤務により子供を養育している時間に職員以外の子供の親がその子供を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取り消し事由にはあたらぬこととする改正でございます。

第19条の改正につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の所得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員に関する規定の整備でございます。

6ページをお願いいたします。

第20条の改正につきましては、部分休業の承認規定で、育児休業法が改正されたことに伴う字句の整備でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第7号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例。

上富田町特別会計条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町特別会計条例の一部改正。

第1条、上富田町特別会計条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、本年3月31日をもって、特別会計町営砂利採取砕石事業、特別会計共同汚水処理施設事業及び特別会計老人保健の3特別会計を廃止するものでございます。

特別会計町営砂利採取砕石事業につきましては、富田川の河床低下を図るため、昭和38年度から事業を起し、長年にわたり富田川の河床整備、また大芝地区補助整備事業と並行して原石採取を行い、治水対策等に大きく貢献する一方、町財源の確保と地域住民の発展に寄与してきました。しかしながら、近年、河川原石、陸砂利の確保が難しく、また砂利事業が減少しているため、事業を廃止するものでございます。

特別会計共同汚水処理施設事業は、昭和50年から丹田台造成に伴い、昭和57年9月から丹田台地区の共同汚水処理施設として使用してきましたが、平成22年5月に公共下水道に接続し、処理施設の役目を終えてございます。今回、平成23年3月31日をもって事業を廃止するものでございます。なお、剰余金、未収金等につきましては、平成23年度以降一般会計で処理することとしてございます。

特別会計老人保健は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まり、特別会計後期高齢者医療が設置されたことで、それまでの特別会計老人保健の設置義務につきましては、医療機関における老人保健の診療報酬の請求に係る消滅時効の期間が平成22年度末であることから、法律上でも平成22年度末をもって設置義務は終了することとなります。上富田町における老人保健制度終了前の会計規模は、平成22年度において398万8,000円程度と小規模であり、平成23年度以降は一般会計で処理を行

うこととし、特別会計老人保健を排除するものでございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

10時45分まで休憩をします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

おはようございます。それでは、私の方から議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号、上富田町砂利企業基金条例を廃止する条例。

上富田町砂利企業基金条例を廃止する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町砂利企業基金条例を廃止する条例（案）。

上富田町砂利企業基金条例は廃止する。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

この条例は、昭和44年に砂利企業の資金を確保するために制定されたものでありますが、議案第7号の上富田町特別会計条例の一部を改正する条例でご説明しましたように、平成23年3月31日をもって上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業を廃止することに伴い、本基金条例を廃止するものであり、剰余金等につきましては一般会計で処理することにしています。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、木村君。

上下水道課長（木村勝彦）

議案第9号、議案第10号についてご説明を申し上げます。

議案第9号、上富田町共同汚水処理施設の設置及び使用に関する条例を廃止する条例。

上富田町共同污水处理施設の設置及び使用に関する条例を廃止する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町共同污水处理施設の設置及び使用に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町共同污水处理施設の設置及び使用に関する条例は廃止する。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

本条例は、昭和57年に生活排水処理施設として丹田台共同污水处理施設の設置及び使用に関する基準を定め、生活環境衛生の適正化を期することを目的として制定されたものでありますが、議案第7号の上富田町特別会計条例の一部を改正する条例でご説明しましたように、丹田台共同污水处理施設は平成22年5月に公共下水道に接続し、処理施設の役目を終えており、平成23年3月31日をもって上富田町特別会計共同污水处理施設事業を廃止することに伴い、本条例を廃止するものであります。なお、剰余金等につきましては一般会計で処理することとしております。

続きまして、議案第10号、上富田町共同污水处理施設基金条例を廃止する条例。

上富田町共同污水处理施設基金条例を廃止する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町共同污水处理施設基金条例を廃止する条例（案）。

上富田町共同污水处理施設基金条例は廃止する。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

本条例は、上富田町共同污水处理施設の施設保全資金として制定したものでありますが、議案第7号の上富田町特別会計条例の一部を改正する条例でご説明しましたように、平成23年3月31日をもって上富田町特別会計共同污水处理施設事業を廃止することに伴い、本基金条例を廃止するものであり、剰余金等につきましては一般会計で処理することとしております。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

おはようございます。それでは、私から議案第11号と議案第12号についてご説明申し上げます。

議案第11号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

第1条、上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上富田町立園芸土共同作業場」を「上富田町立木材加工共同作業場」に改める。

なお、この改正につきましては、上富田町立園芸土共同作業場の管理委託契約を締結しました相手方である有限会社渡辺ウッドライフが木材加工作業場として使用するため、「上富田町立園芸土共同作業場」の名称を「上富田町立木材加工共同作業場」と改正するものでございます。

なお附則で、この条例につきましては平成23年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして、議案第12号、上富田町共同作業場基金条例。

上富田町共同作業場基金条例を別紙のように制定する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町共同作業場基金条例（案）。

第1条では、本庁の共同作業場の施設管理に要する資金に充てるため、上富田町共同作業場基金を設置するとしています。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

また、第6条では、基金は、共同作業場の施設管理のための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができることと定めています。

附則として、この条例は23年4月1日から施行するものとしてございます。

なお、この基金条例につきましては、上富田町立園芸土共同作業場を有限会社渡辺ウッドライフに、上富田町立土壌改良剤製造共同作業場を紀南河川国道事務所に対して、有償による管理委託契約の締結に伴い、使用料を徴収します。この使用料を管理運営するために上富田町共同作業場基金条例を制定するものでございます。

以上、ご承認賜われますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例。

上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例を別紙のように制定する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町住民生活に光をそそぐ基金条例（案）でございます。

第1条で、設置、住民生活に光をそそぐ交付金事業に要する経費の財源に充てるため、上富田町住民生活に光をそそぐ基金を設置する。

第2条、積立、基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

1号、住民生活に光をそそぐ交付金として交付された額。

2号、前号に掲げる額のほか予算で定める額。

第3条は管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰替運用、第6条は処分、第7条は委任を定めております。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月1日から適用するということにしております。

この条例につきましてもは条文7条と附則で構成しております。本基金設置の理由でございますけれども、住民生活に光をそそぐ交付金事業のメニューの中に、DV、いわゆる家庭内暴力や児童虐待防止のための相談窓口開設がございます。今回、相談窓口で相談を受けます相談員1名の人件費の補助採択をいただいております。設置場所は同交付金で行う南紀の台小規模多機能施設を考えております。

ただ、交付金は、平成22年度に交付されますが、事業は23年度、24年度と2年間で実施する予定でございます。いったん基金に積むことがこの交付の条件となっており、本基金を設置したいと思います。

積立額は、職員1名の人件費297万円でございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

議案第14号をご説明申し上げます。

議案第14号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第1条、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、スポーツセンター多目的グラウンドのAコートの人
工芝敷設、クラブハウス建築、夜間照明設備設置に伴うスポーツセンター使用料の一部
改正でございます。

多目的グラウンドAコートにつきましては、球技場及び多目的グラウンドBコートと
同様の料金設定とし、さらに今後の施設運営、維持管理等を考慮しまして、多目的グラ
ウンドAコート、Bコート、球技場及び屋内イベント広場の使用料を現状の20%アッ
プの改正をするものでございます。

また、多目的グラウンドAコートに夜間照明設備を設置いたしましたので、午後6時
以降の夜間使用における料金とクラブハウスの使用料について、追加改正をしてござい
ます。改正部分につきましては参考資料を添付してございますので、お目通しのほどよ
ろしくお願いいたします。

ご承認賜りますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号、上富田町地域福祉センターの指定管理について。

上富田町地域福祉センターの指定管理について、別紙のとおり指定したいので地方自
治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町地域福祉センターの指定管理について（案）でございます。

上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、
上富田町地域福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

記。

1. 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名。

住所、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1。

名称、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会。

代表者指名、会長宮本保治。

2. 指定の期間。

平成23年4月1日から平成28年3月31日。

この5カ年間としております。

指定をいたしました理由につきましては、福祉センター設置の目的から、効果的かつ効率的に福祉事業を継続的に展開を図っていただくことから、条例第5条の規定によりまして指定管理者として指定するものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

議案第16号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第16号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第6号）。

平成22年度上富田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億1,793万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億188万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入では、14款、国庫支出金で、既定額から、今回、1億4,955万6,000円を減額し、6億2,948万7,000円と定めています。

15款、県支出金は、既定額に102万8,000円を追加、18款、繰入金は、既定額に7,999万1,000円を追加、21款、町債は、既定額から2億4,940万円を減額。

歳入合計では、既定額から3億1,793万7,000円を減額し、60億188万4,000円と定めています。

次に、歳出では、2款、総務費では、既定額に、今回、6,750万1,000円を追加し、9億5,295万2,000円と定めています。

3款、民生費は、既定額に583万7,000円を追加、4款、衛生費は、既定額に1,231万1,000円を追加、7款、土木費は、既定額から3億6,239万4,000円を減額、9款、教育費は、既定額から3,699万2,000円を減額、10款、災害復旧費は、既定額から420万を減額。

歳出合計では、既定額から、今回、3億1,793万7,000円を減額し、60億188万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

今回、変更で、起債の目的、3、地方道路等整備事業につきましては、今回、限度額を980万円減額し、400万円としています。

4、地域住宅交付金事業では、限度額を2億810万円減額し、1,600万円としています。

6、上富田スポーツセンター改修事業では、限度額を3,150万円減額し、4,400万円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括につきましては、このページから7ページの明細につきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきましては、歳出からご説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款、総務費では、一般管理費で、財政調整基金積立金6,453万1,000円を追加しています。平成22年度をもって廃止します特別会計共同汚水処理施設事業からの繰入金を積み立てるものであります。なお、23年度に処理施設の解体等の整備に一部を充当することとしてございます。

住民生活に光をそそぐ交付金事業で、住民生活に光をそそぐ基金積立金297万円を措置しています。国の住民生活に光をそそぐ交付金事業で、今年度、基金に積み立て、23、24年度で事業実施を行います。

3款、民生費の障害福祉費で、620万5,000円の追加で、心身障害者グループホーム運営事業補助金200万円を減額し、障害福祉サービス費820万5,000円を追加しています。

社会・児童福祉医療費で、特別会計老人保健拠出金36万8,000円を減額しています。

4款、衛生費の保健衛生総務費では、公立紀南病院組合負担金運営費1,238万1,000円を追加しています。

7款、土木費の社会資本整備総合交付金事業で、橋梁塗装設計委託料及び工事請負費で2,364万7,000円を減額しています。

公営住宅建設事業費で、高雄住宅、中島住宅の工事費の精査及び栗ヶ谷住宅の建築工事、土地購入費の23年度への組み替えにより、3億3,874万7,000円を減額しています。

9款、教育費の文化会館運営費で、文化会館の修繕料200万円を措置しています。

体育施設管理費で、3,899万2,000円の減額です。

次のページをお願いいたします。

スポーツセンターの整備事業がほぼ完了しましたので、事業費の精査により減額してございます。

10款、災害復旧費の単独災害復旧事業費で420万円の減額で、救馬谷地すべり対策に係る精査により減額をしてございます。

次に、歳入をご説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源です。

14款、国庫支出金で、民生費国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金405万7,000円を追加しています。

土木費国庫補助金で、1億5,658万3,000円の減額で、栗ヶ谷住宅に係る地域住宅交付金1億1,550万円、公営住宅家賃収入補助金2,670円、橋梁塗装に係る社会資本整備総合交付金1,438万3,000円をそれぞれ減額してございます。

総務費国庫補助金で、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金297万円を措置しています。

15款、県支出金の民生費県負担金で、障害者自立支援給付費負担金202万8,000円を措置しています。

民生費県補助金で、心身障害者グループホーム運営事業補助金100万円を減額してございます。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金で、1,231万1,000円を措置してございます。

特別会計繰入金では、平成22年度をもって廃止します3特別会計から剰余金を一般会計が引き継ぐものでございまして、特別会計砂利採取碎石事業から205万9,000円、特別会計老人保健から109万円、特別会計共同污水处理施設事業から6,453万1,000円の、合計6,768万円の繰入金を措置してございます。

21款、町債では、土木債で、地方道路等整備事業債980万円、公営住宅建設事業債2億810万円、教育債で、上富田スポーツセンター改修事業債3,150万円の、合計2億4,940万円を減額してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

私の方から、議案第17号についてご説明させていただきます。

議案第17号、平成22年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第1号）。

平成22年度上富田町の特別会計老人保健補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ289万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

これは、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されまして、3年間の経過措置で残りの事務処理を行ってまいりましたが、この3月末で本会計は廃止となります。よって、この会計の補正予算は清算による補正予算でございますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

1款、支払基金交付金で、既定額から、今回、198万2,000円を減額し、2,000円と定めております。

以下、2款、国庫支出金で、119万7,000円を減額し、10万3,000円、3款、県支出金で、30万円を減額し、2万5,000円、4款、繰入金で、36万8,000円を減額し、ゼロ、5款、諸収入、2項、第三者納付金及び3項、雑入で、94万6,000円を追加し、95万7,000円、6款、繰越金で、新たに4,000円を補正し、4,000円。

歳入合計といたしまして、既定額から、今回、289万7,000円を減額し、10

9万1,000円と定めております。

次に、歳出をお願いします。

1款、総務費で、既定額から、今回、4万円を減額して、ゼロ。

2款、医療諸費で、394万6,000円を減額して、1,000円、3款、公債費で、2,000円を減額し、ゼロ、4款、諸支出金で、新たに109万円を補正し、109万円。

歳出合計といたしまして、既定額から、今回、289万7,000円を減額し、109万1,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款、支払基金交付金、1目、医療費交付金、194万9,000円の減でございます。医療費交付金で195万円、平成21年度分医療費交付金精算分で1,000円の増でございます。

2目、審査支払い手数料交付金で、事務費交付金で3万4,000円の減、平成21年度分事務費交付金で1,000円の増でございます。

2款、国庫支出金、1目、医療費負担金、医療費負担金で130万円の減、平成21年度分老人医療給付費負担金精算分で10万3,000円の増でございます。

3款、県支出金、1目、医療費負担金、医療費負担金で32万5,000円の減、平成21年度分老人医療給付費負担金で2万5,000円の増でございます。

4款、繰入金、1目、一般会計繰入金で36万8,000円の減でございます。

次のページ、5款、諸収入、1目、第三者納付金で、8,000円の減、その下、3項、雑入、1目、雑入で、平成19年度分診療報酬等返還金で95万4,000円の増でございます。

6款、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金で4,000円の増。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。これも精算分になります。

1款、総務費、1目、一般管理費で、精算によりゼロとしております。

2款、医療諸費では、3目、審査支払手数料で、1,000円を残してありますけれども、これは支払い予定となっております。

3款、公債費もゼロで精算、4款、諸支出金で、一般会計への繰出金といたしまして、109万円でございます。

なお、今後、同会計に関する処理につきましては、一般会計において処理をすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

私の方からは、議案第18号と議案第19号についてご説明させていただきます。

初めに、議案第18号、平成22年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第2号）。

平成22年度上富田町の特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ202万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,650万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

財産収入、既定額に1万6,000円を追加し、計1万7,000円。

繰入金、既定額に192万2,000円を追加、繰越金、既定額に9万9,000円を追加、諸収入、既定額から1万1,000円を減額。

歳入合計につきましては、既定額に202万6,000円を追加して、7,650万円と定めています。

歳出。3ページをお願いいたします。

公営企業費、既定額に205万1,000円を追加、計7,650万。

公債費、既定額から2万5,000円を減額。

歳出合計につきましては、既定額に202万6,000円を追加、計7,650万円と定めています。

4ページをお願いいたします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入。

3 款、財産収入、1 目、利子及び配当金、既定額に 1 万 6,000 円を追加し、計 1 万 7,000 円と定めています。これにつきましては、砂利企業基金預金利子でございます。

4 款、繰入金、砂利企業基金繰入金、既定額に 1 9 2 万 2,000 円を追加し、計 7,6 2 7 万 9,000 円と定めています。

5 款、繰越金、既定額に 9 万 9,000 円を追加し、計 1 0 万 9,000 円と定めています。

6 款、諸収入、既定額から 1,000 円を減額し、計ゼロ円と定めています。

6 款、諸収入、既定額から 1 万円を減額し、計ゼロ円と定めています。

7 ページをお願いいたします。

歳出。

1 款、公営企業費、砂利総務費、既定額に 2 0 5 万 1,000 円を追加し、計 7,6 5 0 万円と定めています。主なものといたしましては、一般会計繰出金 2 0 5 万 9,000 円でございます。

2 款、公債費、既定額から 2 万 5,000 円を減額し、計ゼロ円と定めています。

続きまして、議案第 1 9 号についてご説明させていただきます。

議案第 1 9 号、平成 2 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

平成 2 2 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7,601 万 6,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 3 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

諸収入、既定額に 6,500 万円を追加し、7 億 7,601 万 6,000 円。

歳入合計といたしましては、既定額に 6,500 万円を追加し、7 億 7,601 万 6,000 円と定めています。

歳出。

宅地造成費、既定額に6,500万円を追加し、計2億9,035万8,000円。

歳出合計といたしましては、既定額に6,500万円を追加し、7億7,601万6,000円と定めています。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いたします。

4ページをお願いたします。

2、歳入。

1款、諸収入、雑入、既定額に6,500万円を追加し、計7億7,601万6,000円と定めております。主なものにつきましては、高速道路並びに田辺西バイパス工事の土砂搬入に伴う雑入6,500万円でございます。

3、歳出。

1款、宅地造成事業費、既定額にゼロ円を補正してございます。主なものにつきましては、栗ヶ谷住宅並びに岩崎移転の跡地に係る測量設計委託料、それに伴う工事請負費、そして公共事業用地の取得減をしてございます。

2目、大内谷残土処理場事業費、既定額に6,500万円を追加し、計2億9,035万8,000円と定めております。主なものにつきましては、大内谷、南紀の台、残土処理工事に伴う敷きならし、転圧等の費用でございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願いたします。

議長（奥田 誠）

上下水道課長、木村君。

上下水道課長（木村勝彦）

議案第20号についてご説明申し上げます。

議案第20号、平成22年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）。

平成22年度上富田町の特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,266万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,079万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

使用料及び手数料、使用料、既定額に55万5,000円を追加し、165万2,000円と定めています。

財産収入、財産運用収入、既定額に5,000円を追加し、1万5,000円、諸収入、町預金利子、既定額から2,000円を減額し、ゼロ、繰入金、基金繰入金、既定額に6,210万2,000円を追加し、7,808万3,000円。

歳入合計では、既定額に6,266万円を追加し、8,079万2,000円と定めています。

歳出。

污水处理費、污水处理管理費、既定額に6,266万円を追加し、8,079万2,000円。

歳出合計では、既定額に6,266万円を追加し、8,079万2,000円と定めています。

3ページの事項別明細書、総括については、お目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

平成23年3月31日をもって、当該会計を廃止することに伴う補正予算でございます。

歳入です。

使用料及び手数料、使用料、既定額に55万5,000円を追加し、165万2,000円としております。

財産収入、利子及び配当金、既定額に5,000円を追加し、1万5,000円としております。

諸収入、町預金利子、既定額から2,000円を減額し、ゼロとしております。

繰入金、基金繰入金、既定額に6,210万2,000円を追加し、7,808万3,000円としております。

歳出です。

污水处理管理費、既定額に6,266万円を追加し、8,079万2,000円としております。主なものにつきましては、今回、決算に係る剰余金として6,453万1,000円を、一般会計繰出金として措置してございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

午後 1 時 3 0 分まで休憩とします。

休憩 午前 1 1 時 2 4 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（奥田 誠）

再開します。

3 番、三浦議員より、午後からの欠席の届がありますので、報告をいたします。

午前に引き続き、提案理由の説明を続けます。

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

議案第 2 1 号につきまして、ご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

議案第 2 1 号、平成 2 3 年度上富田町一般会計予算。

平成 2 3 年度上富田町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 7 億 2 , 6 0 0 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 0 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 3 年 3 月 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」でございます。

歳入では、1款、町税で13億7,849万円、2款、地方譲与税で6,600万円、3款、利子割交付金で800万円、4款、配当割交付金で300万円、5款、株式等譲渡所得割交付金で100万円、6款、地方消費税交付金で1億1,000万円、7款、ゴルフ場利用税交付金で4,200万円、8款、自動車取得税交付金で2,000万円、9款、地方特例交付金で5,000万円、10款、地方交付税で17億6,000万円、11款、交通安全対策特別交付金で300万円、12款、分担金及び負担金で7,472万8,000円、13款、使用料及び手数料で8,087万2,000円、14款、国庫支出金で7億1,568万5,000円。

次のページをお願いいたします。

15款、県支出金で3億9,404万6,000円、16款、財産収入で1,307万7,000円、17款、寄付金で60万円、18款、繰入金で1億6,450万1,000円、19款、繰越金で1,000万円、20款、諸収入で3,560万1,000円、21款、町債で7億9,540万円。

歳入合計では、57億2,600万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出では、1款、議会費で9,846万5,000円、2款、総務費で6億7,710万6,000円、3款、民生費で21億455万3,000円、4款、衛生費で6億664万1,000円、5款、農林水産業費で2億3,298万2,000円、6款、商工費で1,939万3,000円、7款、土木費で6億2,822万2,000円、8款、消防費で2億4,548万8,000円、9款、教育費で3億7,450万2,000円。

次のページをお願いいたします。

10款、災害復旧費で1,110万円、11款、公債費で7億2,654万8,000円、12款、予備費で100万円。

歳出合計では、57億2,600万円と定めてございます。

次に、「第2表 地方債」です。

起債の目的、1、災害援護資金につきましては限度額を350万円、2、地方道路等整備事業につきましては限度額を220万円、3、地域住宅交付金事業につきましては限度額を2億円、統合保育所建設事業につきましては限度額を3億1,020万円、5、臨時財政対策債につきましては限度額を2億7,950万円としてございまして、合計で7億9,540万円を見込んでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。このページから12ページにつきましては、平成22年度と比較してございます。本年度は、歳入歳出それぞれ2億6,600万円の増額となっております。お目通しをお願いいたします。

次に、13ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

1款、町税でございますが、前年度までの決算や決算見込み額を加味しまして、計上してございます。

町民税の個人では5億500万円で、前年度と同額を見込んでございます。

法人税では7,005万円で、これにつきましても前年度と同額を見込んでございます。

固定資産税では6億7,000万円で、前年度と同額を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

固定資産等所在市町村交付金及び納付金では534万円で、20万2,000円の減額を見込んでございます。

軽自動車税では4,150万円で、軽四輪車等の増加によりまして、前年度より100万円の増額を見込んでございます。

町たばこ税では8,500万円で、たばこの消費本数は減少してございますが、税率改正や前年度の決算見込みにより、500万円の増額を見込んでございます。

入湯税では160万円で、前年度と同額を見込んでございます。

地方譲与税の地方揮発油譲与税では1,800万円で、前年度と同額を見込んでございます。

自動車重量譲与税では4,800万円で、平成21年度の決算額及び22年度の決算見込み額を加味して、前年度より200万円の減額を見込んでございます。

利子割交付金では800万円で、前年度と同額を見込んでございます。

配当割交付金では300万円で、これにつきましても前年と同額を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

株式等譲渡所得割交付金は100万円で、前年度と同額を見込んでございます。

地方消費税交付金は1億1,000万円で、これにつきましても前年度と同額を見込んでございます。

ゴルフ場利用税交付金では4,200万円で、入場者数の減少により、前年度より500万円の減額を見込んでございます。

自動車取得税交付金では2,000万円で、前年の決算見込み額により100万円の

減額を見込んでございます。

児童手当及び子ども手当地方特例交付金では2,400万円で、前年度の決算見込み額及び子ども手当3歳未満に対する上積み分7,000円でございますが、制度改正に伴い増額を見込み、前年度より1,239万円の増額としてございます。

減収補てん特例交付金では2,600万円で、前年度の決算見込み額を加味し、1,150万円の増加を見込んでございます。

地方交付税では17億6,000万円で、22年度の交付額及び国の地域主権改革に沿った財源の充当を図るため、地方交付税総額を前年度よりも4,799億円、2.8%が増額された一方、特別交付税では、交付税総額における特別交付税の割合が6%から24年度には4%に引き下げられます。23年度につきましては5%に引き下げ、普通交付税に移行されること等を加味し、普通交付税で15億8,000万円、特別交付税で1億8,000万円を見込んでございます。

次に、交通安全対策特別交付金は300万円で、前年度同額を見込んでございます。

分担金及び負担金の民生費負担金は6,613万円で、保育所運営費負担金でございます。

農林業費負担金は、359万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費負担金は、500万円でございます。

使用料及び手数料の使用料につきましては、総務手数料は720万円、民生使用料は3万5,000円、農林業使用料は1,000円、土木使用料は2,402万6,000円、教育使用料は1,695万円の、合計4,821万2,000円で、上富田町共同作業場、住宅、学校施設、文化会館、スポーツセンター等の使用料を見込んでございます。

手数料につきましては、総務手数料では594万5,000円、衛生手数料2,647万9,000円、次のページをお願いいたします。農林業手数料7,000円、土木手数料22万9,000円の、合計3,266万円で、各証明手数料、可燃、不燃物の収集処理等を見込んでございます。

国庫支出金の、総務費国庫負担金は、地籍調査事業の負担金で、1,650万円を見込んでございます。

民生費国庫負担金は4億3,763万4,000円で、障害者自立支援給付費負担金で1億2,465万円、子ども手当負担金で2億9,899万4,000円等を見込んでございます。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金は、無線システム普及支援事業費等補助金20

0万円でございます。

民生費国庫補助金は、隣保館運営費補助金等で1,191万2,000円を見込んでございます。

衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽設置費補助金、33基分405万9,000円ほかで、495万1,000円を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

農林業費国庫補助金は、中山間地域等直接支払事業費補助金等で、1,238万4,000円を見込んでございます。

土木費国庫補助金につきましては、栗ヶ谷住宅建築に係る地域住宅交付金1億1,600万円、社会資本整備総合交付金7,735万円等で、2億2,057万1,000円を見込んでございます。

教育費国庫補助金は、幼稚園就園奨励費補助金等で、205万円を見込んでございます。

次に、委託金の、総務費委託金は13万6,000円、民生費委託金は、基礎年金事務委託金等で435万1,000円を見込んでございます。

農林業費委託金は19万6,000円、土木費委託金は、高速道路用地取得事業委託金300万円を見込んでございます。

次に、県負担金の、総務費県負担金は、地籍調査事業費負担金で825万円を見込んでございます。

民生費県負担金は1億8,689万9,000円で、社会福祉費負担金で1億4,555万7,000円で、内訳につきましては、国民健康保険基盤安定費負担金5,720万円、次のページをお願いいたします。障害者自立支援給付費負担金6,232万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金2,172万9,000円等を見込んでございます。

また、子ども手当負担金につきましては、3,869万2,000円を見込んでございます。

衛生費県負担金は190万6,000円で、予防接種健康被害救済給付費負担金でございます。

県補助金の、総務費県補助金は4,076万9,000円で、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金として、道路環境整備事業等8事業で2,971万3,000円、それから、5番目で、和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業補助金として、LED防犯灯導入推進事業費279万9,000円等を見込んでございます。

民生費県補助金は、8,492万円で、社会福祉費補助金3,740万8,000円

につきましては、重度心身障害児(者)医療費補助金 3,051万1,000円等でございます。

次のページをお願いいたします。

児童福祉費補助金につきましては、乳幼児医療費補助金 1,370万6,000円、放課後児童対策事業費補助金 1,051万円等を見込んでございます。

衛生費県補助金は、2,224万4,000円で、合併処理浄化槽設置費補助金 405万9,000円、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種に係るワクチン接種緊急促進事業費補助金 1,311万4,000円等を見込んでございます。

農林業費県補助金は、1,698万9,000円で、農業費補助金では、中山間地域等直接支払事業費補助金等で1,218万6,000円、林業費補助金では、紀の国森づくり基金活用事業費補助金等で480万3,000円でございます。

土木費県補助金は、38万8,000円。

教育費県補助金は、237万5,000円で、次のページをお願いいたします。地域の力を学校教育に生かすことを目的としたきのくに共育コミュニティ推進事業費補助金 118万円等でございます。

委託金の総務費委託金は、2,930万6,000円で、県民税徴収取り扱い委託金 2,200万円等でございます。

財産運用収入の利子及び配当金は、13万2,000円で、主なものとしましては、森林組合出資配当金 10万円でございます。

次に、財産貸付収入は110万円で、岩田応急住宅等の普通財産の貸付収入を見込んでございます。

不動産売払収入につきましては、1,184万5,000円で、普通財産売払収入及び丹田台改良住宅10戸分の払い下げ収入 184万5,000円を見込んでございます。

寄付金では、一般寄付金で10万円、総務費寄付金では、さわやか上富田まちづくり寄付金 50万円を見込んで、さわやか上富田まちづくり基金への積立金に充当してございます。

次のページをお願いいたします。

基金繰入金では、1、地域福祉基金繰入金 1,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金繰入金 1,000円、減債基金繰入金は5,000万円で、公債費の元金償還に充当してございます。

財政調整基金繰入金は5,000万円、上富田町共同作業場基金繰入金は300万円で、上富田町共同作業場の改修工事に充当してございます。

さわやか上富田文化と健康づくり基金繰入金は2,000万円で、文化会館運営費、

スポーツセンター管理費に充当してございます。

さわやか上富田まちづくり基金繰入金は266万円で、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費に充当してございます。

小集落改良住宅基金繰入金は418万9,000円で、丹田台改良住宅購入費に充当してございます。

事業所等立地促進基金繰入金は740万円で、事業所等設置奨励金に充当してございます。

住民生活に光をそそぐ基金繰入金は135万円で、住民生活に光をそそぐ交付金事業に充当してございます。

花いっぱい基金繰入金は90万円で、生涯学習事業費のフラワータウン費用に充当してございます。

特別会計繰入金では、特別会計水道事業繰入金2,500万円を措置してございます。

財産区繰入金につきましては、本年度はございません。

繰越金は、前年度繰越金1,000万円でございます。

次に、諸収入では、延滞金100万円、加算金1,000円、町預金利息1万円を、それぞれ見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

諸収入の雑入では、県証紙売りさばき代金で350万円及び県証紙売りさばき手数料で7万3,000円は、前年度と同額を見込んでございます。

納付金は62万6,000円で、日本スポーツ振興センター納付金でございます。

雑入は3,239万1,000円で、高額療養費立替戻入金は4万円、雑入につきましては3,235万1,000円で、主なものにつきましては、海外研修業務負担金480万円、新市町村振興宝くじ交付金600万円、住宅新築資金管理組合負担金492万1,000円等でございます。

次に、町債では、民生債で3億1,370万円、土木債で2億220万円、臨時財政対策債で2億7,950万円を見込んでございます。なお、臨時財政対策債で、前年度1億1,050万円の減額となっていますのは、国におきまして、前年度比1兆5,476億円の21%でございますが、減額措置によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、議会費は9,846万5,000円で、主なものとしまして、次のページの委託料で、前年度に引き続き定例会議事録作成業務委託料100万円を措置してございます。

次の36ページをお願いいたします。

2款、総務費の一般管理費では2億9,562万7,000円で、町の全般的な管理運営及び庁舎の維持管理等を計上してございます。主なものとしましては、交際費につきましては、前年度と同額の100万円としてございます。需用費の印刷製本費では、町広報誌の印刷代を措置してございます。

次の39ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金では、郡町村会負担金270万8,000円、職員研修費174万5,000円、町内会運営費補助金598万円、また、和歌山県市町村総合事務組合及び共済組合長期分追加費用負担金等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

財産管理費は5,957万3,000円で、主なものとしまして、役務費で、役場本庁等133施設の火災保険料444万3,000円、駐車場用地借上料609万3,000円、丹田台の共同汚水処理施設解体に伴う設計委託料及び工事請負費で3,500万円、上富田町共同作業場改修工事費に300万円、また、同作業場貸付金の上富田町共同作業場基金への積立金を措置してございます。

交通安全対策費は1,925万9,000円で、主なものとしまして、交通指導員25名の報酬、負担金、補助及び交付金で、前年度に引き続きチャイルドシート購入費補助金40万円次のページをお願いいたします。それから、くちくまのコミュニティバス運行経費補助金1,520万円を措置してございます。

企画費は1,795万9,000円で、負担金、補助及び交付金で、無線システム普及支援事業等補助金300万円を措置しています。この補助金は、町内における地上デジタル放送の視聴が困難な地域を解消するため、テレビ共同受信施設組合に対して実施する助成でございます。

次に、みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費につきましては、第4次総合計画の初年度に当たり、計画の将来像であります「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ」を事業費として設けてございます。事業としましては継続事業で、口熊野まちづくり事業、社会教育推進事業、まちづくり講座事業、文化のまつり事業、文化育成事業、ブックスタイルとしての幼児図書配付事業、子育て支援事業の8事業と、新規事業としまして、5事業で、児童生徒に図書の配付、都市との交流事業、国際交流協会への補助金、子どもの体力向上推進事業、スポーツ器具購入費で、1,249万6,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

人権推進費は60万4,000円で、人権推進に要する所要額を措置しています。

男女共同参画社会推進費は36万5,000円です。

地籍調査費は4,801万9,000円で、平成23年度の調査地区は、新規地区では岩田字刃剣、尾崎地区と、岡字庵ノ下地区の0.72平方キロメートル及び平成22年度継続地区では、岩田字上殿、大坊地区の0.54平方キロメートルを予定してございます。

次のページをお願いいたします。

総合計画策定費は142万6,000円で、総合計画書の印刷代を措置しています。

ふるさと雇用再生特別基金事業費は773万6,000円で、就学前児童の育成支援業務委託料を措置してございます。この事業につきましては、昨年に引き続いてございます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費では2,989万3,000円で、昨年に引き続き、宿直業務委託料384万3,000円及び賃金で、道路、河川、環境整備事業等7事業で16名の臨時傭人料1,937万5,000円等を措置してございます。

LED防犯灯導入推進事業費は282万2,000円で、既設防犯灯90基をLED防犯灯に交換する工事請負費を措置してございます。

住民生活に光をそそぐ交付金事業費は153万6,000円で、DV被害者、引きこもりや家庭内暴力等被害者のための相談員1名及び南紀の台小規模多機能施設の維持管理費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

税務総務費は6,397万1,000円で、主なものとしましては、負担金、補助及び交付金で、和歌山地方税回収機構負担金209万円を措置しています。

賦課徴収費は3,776万9,000円で、課税と徴収に係る経費を措置しており、主なものとしましては、次のページをお願いいたします。委託料で、税制改正対応システム業務委託料281万2,000円、固定資産評価業務委託料399万円等を措置してございます。

戸籍住民基本台帳費は5,193万7,000円で、主なものとしましては、委託料で、既存住基システム改修委託料1,850万円で、住民基本台帳法の改正により、現行の外国人登録制度を廃止し、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとされたことに伴い、システム改修を行うものでございます。また、備品購入費等で、鍵ペア生成装置等購入費を措置してございますが、住基カードに公的認証を入力する装置の更新費用でございます。

次のページをお願いいたします。

選挙管理委員会費は1,008万1,000円で、選挙管理委員会委員報酬等を措置

してございます。

県議会議員選挙費は603万5,000円で、本年4月に行われます選挙に必要な所要額を措置してございます。

次の町議会議員選挙費から、次のページをお願いいたします。市ノ瀬財産区議会議員選挙費につきましては、本年度はございません。

統計調査総務費では892万円で、主なものにつきましては、職員1名の人件費でございます。

指定統計調査費は66万1,000円で、教育統計、経済センサス統計等に関する所要額を措置してございます。

監査委員費は41万7,000円で、監査委員2名の報酬等を措置してございます。

民生費の社会福祉費総務費は2億5,357万4,000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。委託料で、指定管理者制度に基づく地域福祉センター管理委託料250万円、負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金320万円、岡高齢者地域優良賃貸住宅補助金300万円を措置してございます。

老人福祉費は4,583万9,000円で、主なものとしまして、委託料で、緊急通報監視センター委託料340万2,000円、負担金、補助及び交付金で、紀南地方老人福祉施設組合負担金2,493万2,000円、百々千園改築事業公債費負担金892万8,000円及び扶助費で、敬老年金350万4,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

障害福祉費は2億8,406万円で、主なものとしましては、扶助費で2億6,362万2,000円で、障害者の介護手当給付費、サービス費、支援費等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

社会児童福祉医療費は4億854万9,000円で、扶助費で重度心身障害児、老人、乳幼児、ひとり親家庭、精神障害者の各医療費1億301万9,000円及び繰出金で、特別会計国民健康保険への繰出金1億5,717万円、特別会計後期高齢者医療への繰出金1億4,204万3,000円を措置してございます。

大谷総合センター運営費は1,526万6,000円で、大谷総合センター運営に係る所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

児童福祉総務費葉1,507万1,000円で、主なものとしまして、子ども手当システム改修業務及び保守委託料で585万8,000円を措置してございます。

保育所運営費は3億236万4,000円で、保育所運営に係る職員給与費ほか所要

の経費を措置してございます。

65ページをお願いいたします。

保育所建設事業費は3億9,140万円で、統合保育所の用地購入費、建築工事に伴う所要額を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

児童措置費は3億7,638万円で、子ども手当で3億7,638万円を措置してございます。

災害救助費は1,205万円で、前年度と同額を措置してございます。

4款、衛生費では、保健衛生総務費は9,903万8,000円で、主なものとしまして、委託料で、乳幼児及び妊産婦検診委託料等1,525万6,000円、次のページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、公立紀南病院組合負担金及び病院群輪番制負担金等を措置してございます。

予防費は1億855万2,000円で、主なものとしまして、次の70ページをお願いいたします。委託料で、各種検診委託料及び22年度に引き続き、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種を含めた予防接種委託料3,842万2,000円を措置してございます。

環境衛生費は2,250万1,000円で、主なものとしまして、委託料で、水質検査委託料、斎場事務委託料、火葬専用自動車運行業務委託料を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

清掃総務費は3億7,655万円で、主なものとしまして、委託料で、ごみ収集処理に係る委託料及び負担金、補助及び交付金で、上大中清掃施設組合負担金1億4,735万1,000円、富田川衛生施設組合負担金9,879万4,000円を措置してございます。

74ページをお願いいたします。

5款、農林水産業費の農業委員会費は2,365万7,000円で、農業委員会委員報酬及び委員会に必要な所要額を措置しています。

農業総務費は1億6,153万9,000円で、主なものにつきましては、次のページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で、上富田町農業振興協議会補助金592万4,000円、有害鳥獣駆除団体、猟友会上富田分会への補助金及び有害駆除捕獲補助金396万円、特別会計農業集落排水事業への繰出金1億3,813万6,000円を措置してございます。

農業振興費は1,831万円で、昨年度に引き続き、中山間地域等直接支払事業交付金1,600万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

畜産振興費は5万4,000円です。

小規模土地改良事業費では1,023万1,000円で、委託料で、小山水路ほか改修委託料を措置してございます。

林業総務費では1,919万1,000円で、主なものとしまして、委託料で、本年度開催されます全国植樹祭の地域植樹事業として、市町村民の森創造事業委託料284万6,000円、負担金、補助及び交付金で、次のページをお願いいたします。森林整備地域活動支援交付金680万円を措置しています。

6款、商工費の商工総務費では、1,939万3,000円で、主なものとしまして、負担金、補助及び交付金で、商工会補助金330万円、事業所等設置奨励金740万円を措置してございます。

7款、土木費の土木総務費では4,168万8,000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。委託料で、本年度も木造住宅耐震診断業務委託料22万円、負担金、補助及び交付金で、木造住宅耐震改修費補助金94万5,000円、木造住宅耐震改修設計費補助金13万2,000円を措置してございます。

道路橋梁総務費では1,787万5,000円で、主なものとしまして、債務負担行為での管内図作製業務委託料1,500万円を措置しています。

道路橋梁維持費は3,410万円で、道路橋梁維持補修費2,600万円及び旧中島住宅におけます町道と県道との連絡道に係る用地購入費500万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

高速道路推進費では611万1,000円で、高速道路推進の所要額を措置しています。

社会資本整備総合交付金事業では1,523万9,000円で、橋梁長寿命化点検業務で28橋の点検業務委託料500万円、橋梁塗装工事1橋200万円等を措置してございます。

河川総務費では348万5,000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。委託料で、井の谷排水施設及び岩崎野田排水施設管理委託料等を措置してございます。

河川改良費では345万円で、維持補修工事請負費を措置してございます。

都市計画費では1億3,947万9,000円で、特別会計公共下水道への繰出金1億3,927万1,000円を措置してございます。

住宅管理費では503万6,000円で、主なものとしまして、公有財産購入費で払い下げを行っています。丹田台小集落改良住宅で入居者が死亡し、相続人等も入居する

意思がないため、住宅を買い取る費用を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

公営住宅建設事業費では3億6,175万9,000円で、主なものとしまして、栗ヶ谷住宅15戸の建築に係る用地購入費1億円、建築工事費2億4,000万円を措置してございます。

8款、消防費の常備消防費では、2億2,300万1,000円で、消防事務業務委託料2億2,276万4,000円を措置してございます。

非常備消防費では2,220万7,000円で、消防団員140名の報酬及び、次のページをお願いいたします。備品購入費で、防災用備蓄備品購入費100万円、負担金、補助及び交付金で、自主防災組織育成事業補助金100万円、県防災ヘリコプター運航維持運営負担金107万6,000円を措置してございます。

水防費では28万円です。

9款、教育費の、教育委員会費は227万9,000円で、教育委員会委員報酬等を措置してございます。

事務局費では4,095万1,000円で、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。賃金で、不登校児童の対策として、適応指導教室臨時傭人料169万円、また、負担金、補助及び交付金で、次の94ページをお願いいたします。私立幼稚園就園奨励費補助金750万円、熊野高校との交流を図るための地域交流事業補助金50万円等を措置してございます。

小学校費の学校管理費では6,560万1,000円で、小学校5校の運営費及び維持管理費を措置しています。

次のページをお願いいたします。

教育振興費では868万5,000円で、役務費で、全国学力・学習状況調査集計手数料23万8,000円、扶助費で、要保護及び準要保護児童援助費288万1,000円を措置してございます。

次に、中学校費の学校管理費では2,380万9,000円で、中学校運営費及び維持管理費を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

教育振興費では2,581万8,000円で、委託料で、各種検診委託料180万4,000円、海外研修に伴う業務委託料920万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金では、英語指導助手設置事業補助金50万円、扶助費で、要保護及び準要保護生徒援助費486万8,000円を措置してございます。

上富田中学校整備事業費は、本年度はございません。

社会教育費の社会教育総務費では、3,106万5,000円で、社会教育委員及び文化財審議委員報酬ほか、社会教育推進のための所要額を措置しています。

次の、102ページをお願いいたします。

生涯学習事業費では722万9,000円で、上富田文化協会活動補助金等を措置し、生涯学習の推進を図ることとしてございます。

公民館運営費は2,122万8,000円で、各公民館の運営経費及び活動補助金等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

人権教育推進費では327万7,000円で、人権教育を推進するための経費及び進学奨励補助金134万4,000円を措置しています。

青少年対策費では617万1,000円で、青少年の育成活動費等を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

児童館運営費では986万1,000円で、児童館運営費、維持管理費等を措置してございます。

放課後児童対策費では1,933万2,000円で、あすなる、なごみ学童保育のための業務委託料等を措置してございます。

図書館運営費では1,173万6,000円で、次のページをお願いいたします。備品購入費で、図書購入費、図書保管庫購入費のほか、運営の所要額を措置してございます。

文化会館運営費は3,818万円で、文化会館の運営に必要な維持管理費及び、次の110ページをお願いいたします。委託料で、自主事業委託料400万円等を措置してございます。

保健体育総務費では1,878万9,000円で、体育協会、紀州口熊野マラソン、ジュニア駅伝大会、近畿・全国スポーツ大会等の補助金等を措置してございます。

体育施設管理費は4,049万1,000円で、次のページをお願いいたします。委託料で、スポーツセンター管理業務、野球場、球技場、多目的広場の芝生管理委託料及びスポーツセンター土地借上料380万円を措置しています。

災害復旧の単独災害復旧事業では1,060万円で、救馬谷等地すべり対策費を措置してございます。

単独災害復旧事業費では50万円で、災害時の応急復旧に備えてございます。

公債費の元金で、長期償還金6億1,380万2,000円、利子で、長期償還

利子1億1,149万6,000円、一時借入金利子125万円、合計7億2,654万8,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

予備費につきましては、前年度と同様、100万円としてございます。

次に、115ページから119ページにつきましては、給与費の明細書でございます。特別職では、町長等2名分、議員さん11名分でございます。

次のページをお願いいたします。

一般職では、職員97名分の明細でございます。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、120ページをお願いいたします。

債務負担に関する調書でございます。

1、くちくまのコミュニティバス運行事業、2、統合保育所建設事業、3、管内図作製業務の3事業については、平成23年度以降の支出予定額の状況でございます。お目通しをお願いいたします。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

一番下の合計の左端でございますが、60億8,742万9,000円、これは平成21年度末現在高、次に平成22年度では60億3,433万円でございます。

次に、平成23年度の予定でございますが、起債の見込み額は7億9,540万円、元金の償還見込み額は6億1,380万2,000円で、平成23年度末現在高見込み額は62億1,592万8,000円としてございます。

以上が、平成23年度の予算内訳でございます。大変厳しい予算編成となっておりますが、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

2時25分まで休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

議長（奥田 誠）

再開します。

住民生活課長、廣井君。

住民生活課長（廣井哲也）

私の方から、議案第22号から24号までをご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第22号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成23年度上富田町の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億44万円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におけます1月末現在の加入世帯数は2,903世帯で、被保険者数は5,422人です。昨年度同時期比較で、世帯数で50世帯の減、被保険者数で162人の減となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。1款、国民健康保険税で、5億6,330万7,000円と定めております。

以下、2款、使用料及び手数料で1万円、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金及び2項、国庫補助金で5億4,598万3,000円、4款、療養給付費交付金で6,336万4,000円、5款、前期高齢者交付金で1億4,597万7,000円、6款、県支出金、1項、県負担金及び2項、県補助金で9,181万6,000円、7款、共同事業交付金で2億4,501万7,000円、8款、財産収入で1,000円、9款、繰入金で1億5,717万円、10款、繰越金で1万円、11款、諸収入で、1項、延

滞金、加算金及び過料、2項、町預金利子及び3項、雑入で8,778万5,000円。

歳入合計といたしまして、19億44万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出をお願いします。

1款、総務費、1項、総務管理費及び2項、徴税費及び3項、運営協議会費で4,821万4,000円と定めております。

以下、2款、保険給付費、1項、療養諸費から5項、葬祭諸費で11億8,489万7,000円、3款、後期高齢者支援金等で2億5,689万2,000円、4款、前期高齢者納付金等で63万7,000円、5款、老人保健拠出金で101万5,000円、6款、介護納付金で1億1,544万6,000円、7款、共同事業拠出金で2億6,555万8,000円、8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費及び2項、保健事業費で2,318万円、9款、基金積立金で1,000円、10款、公債費で150万円、11款、諸支出金で210万円、12款、予備費で100万円。

歳出合計といたしまして、19億44万円と定めております。

6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、8ページをお願いいたします。

2の歳入からご説明いたします。

1款、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税及びその下、2目、退職被保険者等国民健康保険税で、本年度5億6,330万7,000円を計上しております。対前年度当初予算比較で、1,699万円の増となっております。

2款、使用料及び手数料、1目、督促手数料で、前年同額の1万円を計上しております。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金で4億1,559万3,000円です。これは、保険者負担分の34%となります。

2目、高額医療費共同事業負担金1,027万円、3目、特定健康診査等負担金189万4,000円。全体で4億2,775万7,000円を計上しております。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金で1億1,732万6,000円、これは保険者負担分の9%を見込んでおります。

2目、出産育児一時金補助金で90万円、次の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、本年度は予算措置はございません。

合計で、1億1,822万6,000円を計上しております。

次のページ、4款、療養給付費交付金、1目、療養給付費交付金で6,336万4,

000円、これは、支払基金から交付されるものでございます。

5款、前期高齢者交付金、1目、前期高齢者交付金で1億4,597万7,000円、これも支払基金から交付されるものでございまして、前期高齢者の加入率が高いほど多く交付されることになっております。

6款、県支出金、1目、高額医療費共同事業負担金1,027万円、2目、特定健康診査等負担金189万4,000円、3目、県調整交付金7,649万9,000円、これの内訳といたしましては、普通調整交付金で7,249万9,000円、これは保険者負担分の7%を見込んでおります。県の負担金合計で8,866万3,000円を計上しております。

次に、2項、県補助金、1目、財政対策補助金で315万3,000円を措置しております。

次に、7款、共同事業交付金、1目、共同事業交付金で2,054万、2目、保険財政共同安定化事業交付金で2億2,447万7,000円。

合計といたしまして、2億4,501万7,000円を措置しております。これは、30万及び80万を超える高額医療費に対して、国保連合会から交付されるものでございます。

8款、財産収入は、前年同様1,000円を措置しております。

9款、繰入金、1目、一般会計繰入金では1億5,717万円、このうち、基盤安定繰入金の保険税の7割、5割、2割の軽減分及び保険者支援分の繰入金で、町負担はそれぞれ4分の1となっております。

その他繰入金を含めまして、他会計繰入金として1億5,717万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

10款、繰越金、1目、繰越金は、前年同様、1万円を措置しております。

11款、諸収入では、1目、一般被保険者延滞金とその下、2目、退職被保険者等延滞金として、2,000円を計上しております。

2項、町預金利子で1,000円を計上。

3項、雑入では、1目、一般被保険者第三者納付金及びその下、2目、退職被保険者等第三者納付金及び次のページの5目、雑入までで、本年度8,772万円を措置しております。この雑入につきましては、財源不足の処理を次年度よりの繰り上げ充用で処理させていただきたく、その財源として雑入で措置させていただいております。

3項、雑入全体で8,778万2,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款、総務費、1 目、一般管理費、本年度 1,998 万 4,000 円を計上しております。主なものといたしましては、職員 2 名分の人件費です。7 節の賃金は、臨時職員 1 名分でございます。

2 目、連合会負担金で 150 万円。

一般管理費合計といたしまして、本年度、次のページの 2,148 万 4,000 円を計上しております。

2 項、徴税費、1 目、賦課徴収費 2,654 万 4,000 円です。職員 2 名分の人件費及び 7 節の臨時傭人料では、2 名分 725 万 2,000 円を措置しております。国保税徴収に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項、運営協議会費で、本年度も前年同額の 18 万 6,000 円を計上しております。

2 款、保険給付費、1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費は、9 億 5,000 万円と見込んで計上しております。

2 目、退職被保険者等療養給付費で 6,800 万、3 目、一般被保険者療養費で 1,500 万、4 目、退職被保険者等療養費で 60 万、5 目、審査支払手数料で 448 万 7,000 円。

1 項、療養諸費、合計で 10 億 3,808 万 7,000 円を計上しております。対前年度当初比較で 5,093 万 2,000 円の増となっております。

次のページ、2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費で 1 億 2,000 万円、2 目、退職被保険者等高額療養費で 600 万円、3 目、一般被保険者高額介護合算療養費で 60 万円、これは 4 名分を見込んで措置しております。4 目、退職被保険者等高額介護合算療養費では 20 万円、これは 1 名を措置しております。

2 項、高額療養費合計で、1 億 2,680 万円を計上しております。

次に、3 項、移送費では 2 万円。

次のページをお願いいたします。

4 項、出産育児諸費では、出産育児一時金として 1,890 万を、5 項、葬祭諸費では 108 万円を計上しております。

次に、3 款、後期高齢者支援金等で、本年度 2 億 5,689 万 2,000 円を計上しております。

次のページ、4 款、前期高齢者納付金等では、本年度 63 万 7,000 円を措置しております。これは、支払基金へ拠出するもので、各保険者間の調整を行い、前期高齢者加入率が全国平均を上回れば、前期高齢者交付金として交付されることとなっております。

す。平成22年度は、見込みでございますけれども、1億5,049万5,000円を見込んでおります。

5款、老人保健拠出金では、本年度101万5,000円を措置しております。これは、平成21年度の精算分を支払基金へ支出するものとなっております。

6款、介護納付金では1億1,544万6,000円です。これは、40歳から64歳までの介護分で、これも支払基金に納付するものとなります。

次のページをお願いいたします。

7款、共同事業拠出金で、本年度2億6,555万8,000円を措置しております。これは、県内市町村の財政安定化を図るため、一般被保険者の30万及び80万を超える医療費について、国保連合会へ拠出するものでございます。

8款、保健事業費、1目、特定健康診査等事業費で、本年度1,206万円を計上しております。主なものといたしましては、13節、委託料、特定健診委託料で958万6,000円を計上しております。昨年度に引き続き、健診率アップに積極的に取り組んでおり、前年比較で184万2,000円の増で計上させていただいております。来年度の集団健診につきましては、4月、5月、9月で、計8回を予定しております。

2項、保健事業費、1目、保健衛生普及費で、本年度1,112万円を措置しております。これは、レセプト点検に係る経費及び人間ドック委託料等でございます。

次に、9款、基金積立金につきましては、前年同額の1,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

10款、公債費、1目、利子として、一時借入金利子150万円を措置しております。

11款、諸支出金は、一般と退職被保険者保険税の過年度還付金として210万円を、

12款、予備費も前年同額の100万円を措置しております。

次の23ページからの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号をお願いいたします。

議案第23号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成23年度上富田町の特別会計後期高齢者医療予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,327万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます1月末現在の加入者数でございますけれども、1,776名で、昨年同時期比較で50名の増となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款、保険料、1項、後期高齢者保険料で、7,997万7,000円と定めております。

以下、2款、繰入金で1億4,204万3,000円、3款、繰越金で1万円、4款、諸収入で124万円。

歳入合計といたしまして、2億2,327万円と定めております。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費及び2項、徴収費で、264万3,000円と定めております。

以下、2款、後期高齢者広域連合納付金で2億1,920万1,000円、3款、保健事業費で123万8,000円、4款、公債費で18万8,000円。

歳出合計といたしまして、2億2,327万円と定めております。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

その下、5ページからお願いいたします。

歳入でございます。

1款、保険料、1目、後期高齢者保険料、本年度7,997万7,000円で、対前年度当初比較では420万7,000円の増でございます。これにつきましては、広域連合での試算された数字を計上しております。

1節、現年度分徴収保険料で7,971万6,000円、内訳といたしまして、現年度分特別徴収保険料が5,206万1,000円、現年度分普通徴収保険料が2,765万5,000円、それぞれを見込んでおります。

2節の滞納繰り越し分保険料は26万1,000円です。

次に、2款、繰入金、1目、一般会計繰入金で1億4,204万3,000円で、療養給付費繰入金でございますけれども、これも広域連合で試算された額に基づいて計上

させていただきます。

その下、3款、繰越金は1万円を措置しております。

4款、諸収入、1目、過料から、次のページ、4款、1目の町預金利子及び1目、雑入につきましては、それぞれ前年度と同額を措置させていただきます。

次に、歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1目、一般管理費で、本年度204万8,000円を計上しております。これは、申請書、被保険者証等に関する経費でございます。

その下、2項、徴収費で59万5,000円、これは、徴収関係の経費でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金で、次のページをお願いいたします。本年度2億1,920万1,000円を計上しております。これは、歳入で見込んでおります徴収保険料等を広域連合へ納付するものでございます。

3款、保健事業費、1目、保健衛生普及費として123万8,000円を計上しております。これは、人間ドック補助金でございます。昨年度より、後期高齢者医療も人間ドックを実施しております。内容は国保の人間ドックと同じで、自己負担も国保と同じ1割の負担になっております。契約を行っております5医療機関で実施することができます。

次に、4款、公債費で18万8,000円、これも前年同額を措置しております。

以上でございます。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第24号をお願いいたします。

議案第24号、平成23年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成23年度上富田町の特別会計介護保険予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,850万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月9日提出、上富田町長小出隆道。

この会計におけます2月末現在の65歳以上の第1号被保険者数は3,209名で、昨年同時期と比較いたしまして21名の増となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款、保険料、1項、介護保険料で1億8,026万8,000円と定めております。

以下、2款、使用料及び手数料で1,000円、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金及び2項、国庫補助金で2億7,475万9,000円、4款、支払基金交付金で3億2,506万1,000円、5款、県支出金、1項、県負担金及び2項、県補助金で1億6,046万円、6款、財産収入で1万6,000円、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金及び2項、基金繰入金で2億162万円、8款、繰越金で1万円、9款、諸収入、1項、町預金利子及び2項雑入で631万3,000円。

歳入合計といたしまして、11億4,850万8,000円と定めております。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費及び2項、徴収費、3項、介護認定調査費で3,807万2,000円と定めております。

以下、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費から6項、特定入所者介護サービス等費で10億6,696万円、3款、公債費で150万円、4款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費及び2項、包括的支援事業・任意事業費で4,197万6,000円。

歳出合計といたしまして、11億4,850万8,000円と定めております。

次の5ページと6ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページの歳入からお願いいたします。

1款、保険料、1目、第1号被保険者保険料、本年度1億8,026万8,000円を計上しております。第4期保険料としての負担割合は20%で、昨年と同じでございます。1節、現年度分1億7,990万8,000円で、特別徴収保険料が1億6,800万、普通徴収保険料が1,190万8,000円でございます。2節、滞納繰り越

し分では36万円を見込んで計上しております。

次に、2款、使用料及び手数料で、1目、督促手数料で、昨年同額の1,000円です。

3款、国庫支出金、1目、介護給付費負担金では1億9,089万2,000円を計上しております。これは、負担割合の17.9%を見込んでおります。

2項、国庫補助金、1目、調整交付金で7,468万7,000円、これは、負担割合の7%を見込んでおります。

2目、介護予防事業交付金で414万4,000円、3目、包括的支援・任意事業交付金で503万6,000円。

合計といたしまして、8,386万7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

4款、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金、本年度3億2,008万8,000円、これは負担割合の30%を見込んでおります。

合計といたしまして、3億2,506万1,000円を計上しております。

5款、県支出金、1目、介護給付費負担金で1億5,587万円で、これは負担割合の14.6%を見込んでおります。

2項、県補助金では、1目、介護予防事業交付金及び2目、包括的支援・任意事業交付金で459万円を措置しております。

6款、財産収入、1目、利子及び配当金で1万6,000円を計上しております。これは基金の預金利子でございます。

7款、繰入金、1目、介護給付費繰入金は、本年度1億3,337万円で、これは負担割合の12.5%を見込んでおります。

2目、その他一般会計繰入金で3,954万2,000円、3目、介護予防給付費繰入金で207万2,000円、4目、包括的支援事業費繰入金で251万8,000円、5目、包括的支援町単独事業費繰入金で649万6,000円。

一般会計繰入金合計といたしまして、1億8,399万8,000円を計上しております。

2項、基金繰入金では、1目、介護保険臨時特例基金繰入金で225万7,000円を、これは負担割合の0.2%と見込んでおります。

2目、介護給付費準備基金繰入金では1,536万5,000円で、負担割合の1.4%を見込んでおります。

基金繰入金といたしまして、全体で1,762万2,000円を計上しております。

本予算執行後の基金残高は、176万4,067円となる予定でございます。

8款、繰越金、1目、繰越金で1万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

9款、諸収入、1目、町預金利子で1,000円を、2項、雑入では、1目、第三者納付金と2目、返納金でそれぞれ1,000円を、3目、新予防給付サービス計画費収入で631万円を計上しております。これは、要支援1、2のケアプラン作成料でございます。

次に、歳出をお願いいたします。

1款、総務費、1目、一般管理費、本年度3,419万8,000円を計上しております。対前年度当初比較で329万2,000円の増となっております。主なものとしたしましては、職員3名分の人件費及び7節の賃金、臨時備人料463万8,000円は3人分でございます。13節、委託料200万円は、平成24年度から新たに3カ年計画が始まります第5期介護保険事業計画策定のためのコンサルの業務委託料となっております。その他、所要の経費を措置させていただいております。

次のページをお願いいたします。

一般管理費合計では、3,419万8,000円を計上しております。

次に、2項の徴収費は、昨年同額を措置しております。

3項、介護認定調査費も、昨年同様、317万7,000円を措置しております。事務遂行の必要経費となっております。

次のページの、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費は、介護認定、要介護1から5の方が各サービスを利用した場合に給付するものでございます。本年度合計、次のページをお願いいたします。14ページでございます。9億3,660万円を計上させていただいております。2月末現在の要介護認定者は456名で、昨年同時期より6名の増となっております。そのうち、施設入所の方は102名、昨年同時期と比較いたしまして4名の減となっております。

次の、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の1及び2の認定者の方が各サービスを利用した場合に給付するものでございます。本年度、一番下でございますけれども、5,164万円を計上させていただいております。

なお、2月末現在の要支援1及び2の認定者の方は158名でございます。昨年同時期から比較しますと5名の増となっております。

次のページ、3項、その他諸費では、1目、審査支払手数料で138万円を計上しております。

次に、4項、高額介護サービス等費は、要支援、要介護認定者が各サービスの1割の利用負担額が1カ月単位で上限を超えたときに払い戻すサービス費でございます。本年

度も2,260万円を計上しております。

5項、高額医療合算介護サービス等費は、各種医療保険の世帯に介護保険者がいる場合、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、設定された限度額を超えたときに払い戻すサービスでございます。本予算では国保1名、後期高齢者医療で89名の、計90名を見込んで計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

次に、6項の特定入所者介護サービス等費です。低所得者の方に対しまして、施設の居住費、食費の補足給付費として支払われるものでございます。本年度4,824万円を計上しております。

3款、公債費では、一時借入金の利子といたしまして150万円を措置しております。

4款、地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営経費等でございます。

次のページ、1項、介護予防事業費で、本年度1,657万8,000円を計上させていただいております。これは、特定高齢者施策、一般高齢者施策事業を実施するもので、「てんとうむし」教室でありますとかシニアエクササイズ事業などを予定しております。なお、13節、委託料、転倒予防教室のうち、「てんとうむし」教室については、本年度より社会福祉協議会へ委託事業として委託させていただくことになっております。

2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総務管理費で286万円でございます。職員1名分の人件費、ケアプラン作成業務委託料で、愛の園、社会福祉協議会等へ、件数で432件、うち新規が24件、継続408件を予定しております。

次のページ、18ページをお願いいたします。

2目、介護予防ケアマネジメント町単独事業費といたしまして、994万6,000円を計上しております。主なものといたしましては、社協に委託しております生きがい活動支援事業でございます。

3目、総合相談・権利擁護事業費では514万2,000円でございます。主なものといたしましては、職員1名分の人件費でございます。

4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では514万6,000円を計上しております。主なものといたしましては、13節、委託料で、包括支援センター職員派遣委託料479万8,000円でございます。これにつきましては、昨年より、社協の方から主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネを1名派遣してもらっておりますので、その職員の人件費に充てております。

5目、任意事業費では230万4,000円を計上しております。主なものといたしましては、家族介護等への支援費用でございます。

次のページをお願いいたします。

地域包括支援センターで行います4款の地域支援事業費、全体で本年度2,539万8,000円を計上させていただいております。

次の、21ページからの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願います。

以上でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

延 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、明日3月10日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

どうも本日はご苦労さまでございました。

延会 午後2時55分